

<資 料>

肢体不自由児における電動移動支援機器の早期活用に関する課題と展望

—小児における意思の「形成—表明—実現」支援の観点を中心に—

船橋 篤彦*

2023年4月より施行されたこども基本法において「全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられている。障害のある子ども達、とりわけ肢体不自由児の場合は「自らの意思で移動すること」を実現させるにあたり、電動移動支援機器（PMD）の公費支給の基準が長年の課題とされてきた。しかし、近年の基準改正に加えてPMDの早期活用についても事例が増加しつつある。このような背景に基づいて、肢体不自由児の意思決定支援に向けたPMD活用の在り方について論考を行うことを本稿の目的とした。

日本における障害者の意思決定支援に係る動向を概観し、肢体不自由児へのPMDを活用した意思決定支援は、他立的自律（望月，2010）の観点で捉える必要があること、また、意思の「形成—表明—実現」を幼児期から学齢期にかけて系統的に育てる必要性が確認された。最後に今後の課題として、補装具支給制度という同一制度化での全国的に公正な補装具支給の到達に向けた提言を行った。

キーワード：肢体不自由児 電動移動支援機器 意思決定支援

I はじめに

日本における補装具支給制度は、ここ10年ほどの間に目まぐるしく変化している。とりわけ、電動車いすの支給については、2015年（平成27年度）の制度改定に際して、従前の「電動車いすの特殊性を特に考慮し、少なくとも小学校高学年以上を対象とすることが望ましい」とする文言が削除された。電動車いすの特殊性とは具体的に何を指し示すのか、また小学校高学年以上という年齢・発達段階の根拠はどこにあるのかといった議論も交わされてきた中で、大きな転換点となったといえる。さらに、2021年（令和3年度）「電動車椅子に係る補装具の支給について」の一部改正において、電動車いすの公費支給対象者は「学齢期以上」であり、使用者条件として「安全走行に支障がないと判断される者」と記された。直近では、2024年（令和6年）3月に、「補装具費支給事務取扱指針について」の一部改正がなされ、これに伴い令和6年4月より「電動車椅子に係る補装具の支給について」を廃止すること、そして長年の懸案であった補装具費の所得制限が撤廃されることとなった。

これ程の短期間で制度の改正が繰り返されていくこ

とは、長きに渡って指摘されてきた補装具支給制度の地域間格差に関する問題（e.g., 園田・木村・千野, 1992；義肢装具支給制度検討委員会, 2004）も一因であろう。最新の調査報告として、白銀・我澤(2023)は、車椅子・座位保持装置等支給の地域間格差について、e-stat（政府統計の総合窓口）に公表された福祉行政報告例を基礎資料とした都道府県別の補装具等支給率（15年間分）の比較を行っている。その結果、都道府県間の比較では、最大で10倍を超える支給率の違いがあることや同一都道府県においても年度による支給率のバラつきがあることが明らかとなった。このような同一制度下における地域差の原因として、白銀らは単独要因ではなく地域特性や経済規模等が複雑に交錯している可能性を指摘しながらも「地域で申請を後押ししているキーパーソンが存在が大きいように感じられる」と述べている。さらに、長谷川・荒川・和田・齋藤・猪飼（2020）の調査報告によれば、脊髄性筋萎縮症（以下、SMA）の場合、7歳未満から電動車椅子を使用している子どもが全体の約半数（Ⅱ型では86%）であり、補装具として交付された者が約6割（残りの4割は自費購入）であった。これにより、学齢期以上が対象とされる電動車椅子の「早期適用」が一定程度は進んでいることが明らかとなった。2つの報告、すなわち「補装具適用に向けたキーパーソンの存在」

* 広島大学大学院人間社会科学研究所

と「疾患に応じた電動車椅子の早期適用」を結び合わせてみると、電動車椅子を含めた電動移動支援機器（Power Mobility Device; 以下、PMD とする）は、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の第2条に規定された「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具」として、その前提は揺るぎないものではある。それに加えて、昨今では、肢体不自由児の発達支援機器として活用されている実態が浮かび上がってくるのではないだろうか。特に後者に関しては、急速に開発・普及が進んでいる個別のカスタマイズが可能な PMD（高塩，2024）の普及が強く影響しているものと考えられる。横山・辻・榎勢・高塩（2023）は、PMD を使用した国内外の実践・介入研究の動向を示し、年齢に即した PMD の支給ではなく、発達に即した「移動を獲得するための移動支援」に焦点をあて、公道の移動を前提とした電動車椅子とは別に PMD 支給の制度設計が必要であると主張している。制度が先に確立するのか、それとも実践報告が右肩上がりが増え、後追いで制度が設計されるかは別として、今後数年の間に、「より低年齢から」「より幅広い肢体不自由児を対象に」PMD の適用が進んでいくことは疑い得ない状況であろう。

他方、独力での移動が困難な肢体不自由児に対して、発達支援の観点から PMD に「乗せる」ことについても考えていく必要があるだろう。Bray et al. (2020) は、PMD を使用した89本の論文を対象に介入の効果検証を行っている。彼らは、「PMD の早期使用については確固たるエビデンスがあるとは言えないが、5歳未満の子どもについていえば、発達の諸側面に肯定的な影響を及ぼす」と結論づけ、年齢ではなく発達に応じた PMD の活用を提唱している。「PMD は動くことを補助するためのもの」、この説明に大きな違和感はない。しかし、肢体不自由“児”の視点で捉えてみると「PMD は、わたしの【動きたいという意思】を補助してくれるもの」と解する方がより適切ではないだろうか。換言すれば、「動くことを自己決定する力」の育成は、PMD の早期活用を考える上では必要不可欠ということになるだろう。よって、肢体不自由児が PMD を用いて「自ら動くこと」を決定することの意義についても考える必要がある。子どもの権利条約への批准から30年が経過した今、同条約で掲げられた「①差別の禁止」「②子どもの最善の利益」「③生命、生存及び発達に対する権利」そして「④子どもの意見の尊

重」という4つの原則に照らして考えると、PMD の早期活用に向けて「④子どもの意見の尊重」の観点から論考したものは見当たらない。2023年4月より施行されたこども基本法においても「全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられていることから、PMD の早期活用が肢体不自由児の意思決定にどのような影響を及ぼすのかについて検討を進める必要がある。そこで本論では、近年とみにクローズアップされてきた障害者の意思決定支援を概観しながら、肢体不自由児の意思決定支援（Supported Decision Making）に向けた PMD 活用の在り方について論考を進めるものとする。

II 日本における障害者の意思決定支援をめぐる動向

イギリスで2005年に制定された意思能力法（Mental Capacity Act; 以下、MCA）は、日本における意思決定支援の議論に大きな影響を及ぼしたとされている（山下，2018）。その要点のみを取り上げるとすれば「特定の意思決定を自力で行う能力のない個人に代わって、誰が、いかなる状況で、どのように意思決定を行うことができるのかを明らかにする」ための法律であり、特に認知症患者における意思決定や終末期医療における生命維持治療の中止・差し控えといった現代的かつ倫理的な諸課題への対応を考えていくための枠組みとして耳目を集めた。MCA の影響を受けた形で、日本においても障害者の意思決定支援に関する議論が活発化しつつある。障害者基本法や障害者総合福祉法に示された規定に基づき、障害福祉サービスの提供に際しても、本人の意思決定に基づくことが原則とされたこと等がその代表例ともいえる。厚生労働省による意思決定支援の定義が「自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み」としている点も MCA の影響が色濃く表れている（山下，2018）。

意思決定支援の成立に関する別の側面として、自己決定（The Self-Determination）に関する再考をあげ

ることができる。日本では2000年の民法改正に伴う成年後見制度が成立した訳だが、これをひとつの契機として、障害者福祉の領域で伝統的に用いられてきた自己決定をめぐる議論が活発化した。遠藤（2016）は、2006年に採択された障害者の権利に関する条約において用いられた“The Supported Decision Making”を「支援を受けた意思決定」、「支援付き意思決定」さらに「意思決定支援」といった日本語訳の乱立が生じたことに加えて、この過程において、障害のある当事者の意見が十分に考慮されていなかった問題点を指摘している。さらに、木口（2017）は障害者権利条約第12条「法律の前にひとしく認められる権利」を引き合いに出しながら、日本において、成年後見制度や障害者施策と意思決定支援が十分に噛み合った形で議論がなされていないとしている。

ここまで、日本における障害者の意思決定支援をめぐる動向を極めて端的に概観してきた。従来の自己決定論が、ともすれば安易に自己責任と結び付けられることやパターンリズム的な色彩を帯びた他者決定と混同されてきた歴史を振り返れば、議論そのものは大きな進展をみせていると言えよう。一方、意思決定支援をライフステージの各段階で考えた時、そこには意思決定に関連する力の育成とそれを実現できる人的・物理的環境の整備が不可欠となる。そこで以下では、肢体不自由児に自ら動くことの意味決定を支援するための具体的な方策について考えていきたい。

Ⅲ 肢体不自由児の意思決定を支援するために

「知的障害者の意思決定支援等の在り方に関する検討委員会の意見」（日本知的障害者福祉協会、2015）において、意思決定支援は以下のように定義されている。

「意思決定支援とは、障害者本人の意思が形成されるために、理解できる形での情報提供と経験や体験の機会の提供による【意思形成支援】、及び言葉のみならず様々な形で表出される意思を汲み取る【意思表出支援】を前提に、生活のあらゆる場面で本人の意思が最大限に反映された選択を支援することにより、保護の客体から権利の主体へと生き方の転換を図るための支援である」

意思決定に含まれる一連の主体的行為のプロセスを示したことは、大きな成果であったと考える。この潮流は、後に厚生労働省（2018）が示した「認知症の人

の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」においても反映されている。同ガイドでは、意思決定に際して「形成—表明—実現」のプロセスを踏むことを明記している。ここに至ってようやく意思決定支援が障害の程度や年齢によるものではないといった風向きが生じてきたといえる。船橋（2023）は、肢体不自由児にPMDを使用した自己主導的な移動（Self-produced locomotion）を提供することの発達の意義として、動くことを自らの意思で決定できる（Locomotion produced by self-decision）ことを指摘し、彼らに十分な試行錯誤の体験を保障する必要性を提言している。Kenyon et al. (2018) や Hospodar et al. (2023) による系統的レビューでは、脳性麻痺等の肢体不自由を有する子どもには、PMDを遊びの中に組み込むことが効果的であること、さらに環境要因として家族・養育者が、子どもの探索活動を肯定的に理解することがPMDの操作に影響を与えることが示されている。これら近年の研究動向や系統的なレビューを整理すると、PMDの活用は、肢体不自由のある当事者や家族への包括的支援として効果的であること、そして、移動機能の保障という運動的側面への介入効果に加えて、感情表出や意思決定を含めた心理社会的側面への介入効果があるといえる。特に後者の側面については、今後、さらなる研究知見の増加が期待されている（Nilsson & Kenyon, 2022）。

中でも、上述の研究で評価指標として活用が期待されるものとして、Nilsson et al. (2011) による Assessment of Learning powered mobility use（以下、ALP）がある。ALPはPMDの技能習得段階を判別するため「注意」、「活動と動き」、「ツール使用の理解」、「表情と感情」、「相互交流／作用とコミュニケーション」の5領域で評価を行うものである。評価結果から、PMD使用者は相当する学習段階（未経験者から熟達者までの8段階）が導き出され、段階的な介入や指導に活用されている。さらに興味深い点として、Nilssonらは、Table 1に示すような学習段階を3つのステージに分類し、PMDは、学習者主導の活動を支援するためのツールであることを強調し、「学習経験の最終的な結果として、PMDの使用者になる必要はないかもしれない」と述べている。これは、PMDを意思決定支援のツールとして使用するという立場を支持するものと考えられる。

また、日本では、望月（2010）により興味深い論考がなされている。望月らは、重度の知的障害と肢体不自由のある特別支援学校生徒への自律的な移動支援と

して、電動車椅子を好きな方向や好きな速度で移動するプログラムを実施し、生徒に一定距離の自走が可能になるという成果を得た(林・坂・丹生・中鹿・望月, 2009)。しかし、その後の学校側からの意見として「生徒が自らの意思で移動することを教えたのは、危険極まりないことである」という疑義が提出された経過を報告している。

Table 1 ALP における学習段階と対応するステージ (Nilsson et al., 2011; Nilsson et al., 2022)

学習段階	ステージ	ステージの説明
1・2・3 (未経験者・興味を示し始めた未経験者・初心者)	機能の探索	内向的段階—身体と機器に集中
4・5 (少し上手になった初心者・かなり上手になった初心者)	行為の組み合わせと順序の探求	困難な移行期—身体、機器、環境に集中
6・7・8 (基本操作習得者・上達者・熟練者)	パフォーマンスの探求	外交的段階—身体、機器、環境および作業に集中

この一連のやりとりを踏まえて、望月 (2010) は、電動車椅子の操作について、援助付きの自律を想定する支援者側と単独での移動 (自立) を想像した学校側の認識の差について取り上げている。その上で、以下のように述べている (文意を損なわない目的から、該当箇所を直接引用する)。

「電動車椅子といった機器援助が導入されると、それはすぐに『自立のため』という方向にわれわれは思いがちである。そうなれば当然、次には『危険な場所には行かない』ための訓練といったステップが思い浮かぶ。そうした訓練ももちろん必要ではある。しかし、進行性の障害を持ち遠くない将来において移動自体も難しくなることが予想される生徒に対して『正の強化で維持される (= 自らやりたい) 行動の選択肢の拡大』という対人援助の目標を満たそうとすれば、つまり『自律』を優先させた QOL の拡大をはかろうとする場合、安全を確保しながらも、機器援助を使用することで可能な自律的な移動を保障するための方法を考える必要があるのである。」(望月, 2010, p.18より抜粋)

本論の冒頭でも取り上げた白銀・我澤 (2023) や長谷川ら (2020) が指摘した電動車椅子等の公費支給において各自治体の解釈差が生じている原因を考えるに

あたって、上記の望月の論及は極めて重要であろう。二足歩行を獲得したての幼児に単独で公道を歩かせることは極めてハイリスクであり、大人が同伴して移動することが前提となっていることは言うまでもない。同じ理屈が小児への PMD 早期適用にも言える。PMD は公道を単独で移動するための機器ではなく、「まずは屋内で」「必ず大人の目がある場所で」「安全性に留意しながら」使用することが前提となるはずである。Table 2 に PMD を使用した移動支援の考え方を整理した。

Table 2 PMD を使用した移動支援の考え方 (望月, 2010 に基づき筆者が作成)

	自立 (単独で移動する)	他立 (援助付きで移動する)
自律 (本人が移動の選択をする)	A: 自立的自律 (型移動)	B: 他立的自律 (型移動)
他律 (他者が移動の選択をする)	C: 自立的他律 (型移動)	D: 他立的他律 (型移動)

従来の電動車椅子が A の自立的自律に適合する肢体不自由者が対象であったと考えることができる。それ故に、年齢の基準や公道を移動するための交通ルールを理解などが判定要件として組み込まれていたのは自然であった。C の自立的他律や D の他立的他律は、PMD に限らず、自走式や手押し型車椅子においても当てはまるものだが、現在の意思決定支援の考え方に照らすと「他律」の在り方について再検討をする必要性があろう。そして、B の他立的自律を実現するためのヒューマンインターフェースが PMD であるという位置づけになる。このように Nilsson らの ALP という評価ツールと望月 (2010) が提唱した他立的自律の概念を融合させてみると、PMD が意思決定支援のツールとなり得ることに疑義はない。

IV. PMD の早期活用を通した肢体不自由児の意思における「形成—表明—実現」について

意思決定支援に内包される各段階、すなわち意思の「形成—表明—実現」において PMD をどのように活用していくことが望ましいのだろうか。長谷川ら (2020) の調査報告によれば、電動車椅子の公費申請を行う際、SMA 児の保護者は、行政側に必要性を伝えるにあたって、唯一の移動手段であり、自立した社会参加に必要であることや医師・PT・学校・家族会

等の多くの立場からの意見を伝えるといった工夫を行っていることが示されている。さらに「子ども本人が自分で動きたいと意思表示する」といった回答がなされている点は注目に値する。前者は PMD 支給に向けた要望であるのに対して、後者は、子どもの権利条約に示された「子どもの意見の尊重」にあたるものであり、自らの意思で動く権利の意思表示と捉える必要がある。小児期発症の SMA 児が7歳未満から電動車椅子を使用している割合が高いという結果については、子どもの権利が尊重されていると捉えることもできる。他方、その解釈に自治体や障害種による差が存在し、公正な PMD の普及につながっていないとすれば、そこには改善すべき問題が残されているといえよう。国や社会が、定められた子どもの権利を守る義務がある以上、PMD の公費支給の在り方については「自治体による解釈の違い」、「年齢」、「知的発達段階」を超えた議論がなされる必要がある。

それでは、知的障害のある肢体不自由児における PMD 早期活用についてはどのような方向性で考えていけばよいのだろうか。この点に関しては、現状では研究知見が十分に集積されていない。稀少な研究として、Fujita (2023) は、福山型筋ジストロフィーのある幼児に1歳10か月から19か月以上に渡り PMD を早期適用した事例を報告している。PMD 使用の効果を検討した結果、子どもの ALP 評価項目のみならず養育者の心理面に肯定的な変容が生じたことが確認され

た。この Fujita (2023) の報告を意思決定支援の文脈で筆者が整理したものが Fig. 1 である。

まず、PMD 導入時には、リハビリテーションの視点だけでなく、学びそのものを楽しむ視点(e.g., 上田・中原, 2012)を大切にしながら、限られた場で PMD に乗って環境を探索する経験を積み重ねる(意思形成支援)。ALP を用いた評価結果を踏まえて、PMD を使用する環境について、家庭や療育機関など複数の場に拡張していく。その際、子どもが PMD の使用を希望するかについて意思確認を行う(意思表示支援)。意思表示の明確化に伴い、子どもの日常生活の様々な場面において PMD を使用できるように調整をする(意思実現支援)。この3つのステップを支えるものは、子どもへのコミュニケーション支援と PMD の調整である。前者について、例えば、富田 (2022) が作成した富田分類を用いて、子どもの評価を行うことでどのようなコミュニケーション支援が必要であるかを導き出せるであろう。後者については、進行性疾患などを含めて経年的に子どもの実態が変化する場合を想定し、PT 等との連携を通して、PMD のシーティングやスイッチ位置の検討が必要となる。

このように PMD を早期活用する道筋を考えるにあたって、子どもたちの意思決定を継続的に育むために幼児期から学齢期への移行支援も考えていきたい。幼児期に家庭、療育機関、保育所などで PMD を活用し、コミュニケーションや動くことへの意欲を高めていっ

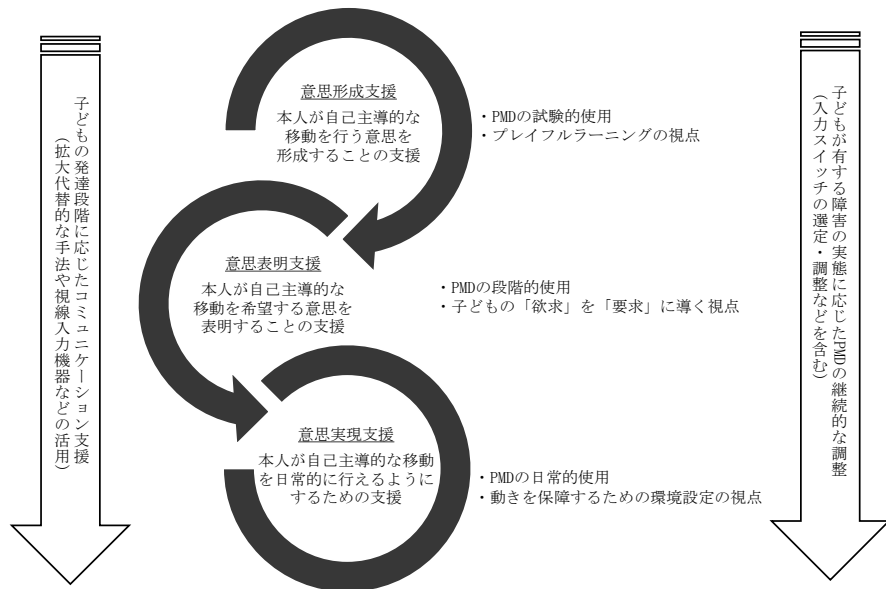


Fig. 1 小児期の肢体不自由児（重複障害児を含む）における意思決定支援のプロセスとその支援内容

た子ども達にとっては、その後に続く学校教育の場が殊更に重要となる。特別支援学校（肢体不自由）の自立活動の指導においてPMDを活用している事例（船橋ら、2024）も報告されているが、未だPMDを学校で使用する際の教育的なねらいについて共通理解が得られていない。この点はPMDを用いた意思決定支援について検討を進めていく上での課題である。筆者らは現在、PMDを特別支援学校に導入し、学校教育における効果的活用の検証に着手する計画を進めている。課題解決に向けた取り組みについて今後発信を行っていく予定である。

V. おわりに

本論では障害者の意思決定支援を概観し、肢体不自由児の意思決定支援に向けたPMD活用の在り方と今後の展望について論じてきた。PMDと一口にいってもその機種・仕様は極めて多様であり、本論で記述した事項と合致しないものもあるだろう。この点は本論の限界である。但し、どのようなタイプのPMDであっても、それを「不自由な脚を代替するための機器」として社会が捉え続ける限り、同一制度化での公正な補装具支給には到達できないのではないかと考える。高塩（2024）は、長きに渡って小児理学療法最終目標が歩行であるかのような神話が存在していたことを指摘し、電動車椅子が「敗者の乗り物」であるかのように扱われてきた可能性を述べている。繰り返しになるが、PMDは、「誰かに乗せられる乗り物」ではなく、（私の）動きたいという「意思を実現してくれる乗り物」（他立的自律）である。人工知能やバーチャルリアリティのさらなる発展が、意思決定支援ツールとしてのPMDの新たな可能性を拓く未来が間近に迫っている。

付記

本研究は、令和6年度科学研究費補助金 挑戦的研究（萌芽）（課題番号：24K21482）の補助を受けた。

文献

Bray, N. Kolehmainen, N. McAnuff, J. Tanner, L. Tuersley, L. Beyer, F. Grayston, A. Wilson, D., Edwards, R. Noyes, J. & Craig, D. (2020) Powered mobility interventions for very young children with mobility limitations to aid participation and

positive development: the EMpoWER evidence synthesis. *Health Technology Assessment*, 24(50), 1-194.

遠藤美貴（2016）「自己決定」と「支援を受けた意思決定」。立教女学院短期大学紀要, 48, 81-94.

Fujita, H. (2023) Early introduction of powered mobility devices for children with Fukuyama congenital muscular dystrophy and its psychological impact on caregivers: A case report. *Pediatric Reports* 15, 403-413.

船橋篤彦・吉川知夫・織田晃嘉・藤本圭司・杉林寛仁・佐野将大・八柳千穂・平尾健介・大杉成喜（2024）肢体不自由教育における「主体的な学び」を考える（4）特別支援学校（肢体不自由）における自立活動の新たな展開に向けて。日本特殊教育学会第62回大会発表論文集，自主シンポジウム7-12.

船橋篤彦（2023）「自らの意思で動く」ことの発達の意義を考える。ベビーサイエンス, 23, 13-14.

義肢装具支給制度検討委員会（2004）義肢装具給付制度の変遷と次世代への提言－義肢装具支給制度検討委員会報告書一。日本義肢装具学会誌, 20(4), 241-252.

長谷川三希子・荒川玲子・和田 太・齋藤加代子・猪飼哲夫（2020）小児期発症脊髄性筋萎縮症患者における電動車椅子の実態調査。理学療法学, 47(1), 78-84.

Hospodar, C. M., Feldner, H. A. & Logan, S. W. (2023) Active mobility, active participation: A systematic review of modified ride-on car use by children with disabilities. *Disability Rehabilitation Assistive Technology*, 18, 974-988.

Kenyon, L. K., Hostnik, L., McElroy, R., Peterson, C. & Farris, J. P. (2018) Power mobility training methods for children: A systematic review. *Pediatric Physical Therapy*, 30, 2-8.

木口恵美子（2017）意思決定支援をめぐる国内の論議の動向。福祉社会開発研究, 9, 5-12.

厚生労働省（2015）「電動車椅子に係る補装具費の支給について」の一部改正について。障発0331第5号，平成27年3月31日。

厚生労働省（2018）認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン。https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000212396.pdf（2024年10月20日 閲覧）。

- 厚生労働省（2021）電動車椅子に係る補装具費の支給について 一部改正. 障発0331第8号, 令和3年3月31日.
- 厚生労働省（2022）補装具費支給事務取扱指針について. 障発0331第4号, 令和4年3月31日.
- 厚生労働省（2024）「補装具費支給事務取扱指針」の一部改正について. 障発0329第37号, 令和6年3月29日.
- 望月 昭（2010）「助ける」を継続的に実現するための対人援助学. 望月昭・サトウタツヤ・中村正・武藤 崇（編）対人援助学の可能性「助ける科学」の創造と展開, 福村出版, pp.9-31.
- 二瓶美里・木下悟朗・酒井美園・佐藤春彦・井上剛伸（2010）重度障害児の発達を促す電動車いすの開発. バイオメカニズム, 20, 99-109.
- Nilsson, L., Eklund, M., Nyberg, P. & Thulesius, H. (2011) Driving to learn in a powered wheelchair: The process of learning joystick use in people with profound cognitive disabilities. *American Journal of Occupational Therapy*, 65(6), 652-660.
- Nilsson, L. & Kenyon, L. K. (2022) Assessment and intervention for tool-use in learning powered mobility intervention: A focus on tyro learners. *Disabilities*, 2, 304-316.
- 白銀 暁・我澤賢之（2023）補装具費支給制度における車椅子・座位保持装置等支給の地域間格差に関する調査研究. 日本義肢装具学会誌, 39(3), 246-253.
- 園田 茂・木村彰男・千野直一（1992）義肢装具の支給体制ー臨床現場における現行支給体制の問題点. 日本義肢装具学会誌, 8(3), 227-229.
- 高塩純一（2024）身体に不自由のあるこどもの電動車椅子と電動移動機器（Power Mobility Devices）. 総合リハビリテーション, 52(2), 187-191.
- 高塩純一（2024）義肢装具治療の最前線 電動車椅子. 総合リハビリテーション, 52(10), 1053-1062.
- 田中美穂・児玉 聡（2014）英国の終末期医療における意思能力法2005の現状と課題ー任意後見である永続的代理権と独立意思能力代弁人の意義をめぐってー. 生命倫理, 24(1), 96-106.
- 富田朝太郎（2022）富田分類から学ぶ障害の重い子どもへのコミュニケーション支援 いつでも・どこでも・誰でも・すぐにできる. 学苑社.
- 上田信行・中原 淳（2012）プレイフル・ラーニングワークショップの源流と学びの未来. 三省堂.
- 山下幸子（2018）障害者の意思決定支援に関する施策及議論の動向. 淑徳大学研究紀要, 52, 147-161.
- 横山美佐子・辻 清張・榎勢道彦・高塩純一（2023）小児の電動車いす 移動を獲得するための電動移動機器. リハビリテーション・エンジニアリング, 38(3), 169-173.

(2024. 12. 06受理)

Challenges and Prospects for the Early Use of Power Mobility Devices for Children with Physical Disabilities: Focusing on the Perspective of Supporting the “Formation-Expression-Realization” of Children’s Intentions

Atsuhiko FUNABASHI

Graduate School of Human and Social Sciences, Hiroshima University

The Basic Law for Children, which came into effect in April 2023, states that “respect for the opinions and best interests of all children shall be given priority and consideration in accordance with their age and developmental level. In the case of children with disabilities, especially those with physical disabilities, the criteria for public funding of Power Mobility Devices (PMD) have long been an issue in achieving ‘self-directed mobility’. However, in addition to the recent revision of the criteria, cases of early use of PMD are increasing. Based on this background, the purpose of this study was to discuss how PMD can be used to support decision making by children with physical disabilities. Trends in decision support for persons with disabilities in Japan were reviewed, and it was found that decision support using PMD for children with physical disabilities must be viewed from the perspective of altruistic autonomy (Mochizuki, 2010), and the ‘formation-expression-realization’ of intention must be systematically fostered from early childhood to school age. The need to systematically nurture the “formation-expression-realization” of intention from early childhood to school age was also identified. Finally, as a future challenge, recommendations are made for achieving equitable provision of PMD nationwide under the same institutionalization of the prosthetic device provision system.

Keywords: children with physical disabilities, power mobility devices, decision support